

SOA Partner Community 会則

(2011年5月25日改定版)

第1条 定義

SOA Partner Community (以下「本会」という)は、IBM SOA ビジネスを発展・浸透させるための日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「日本 IBM」という)とそのビジネス・パートナー(以下「ビジネス・パートナー」という)で会員構成するコミュニティである。

注) SOA は、サービス指向アーキテクチャー (Service-Oriented Architecture)

第2条 目的

会員相互の情報交換、日本 IBM からの情報提供などネットワーキング活動を通じ、ビジネス・パートナーが SOA の高付加価値ソリューションの提案、確かな技術力の提案、および IBM 製品群のもつ高い拡張性と進歩性を積極的かつ確実にお客様にお届けすることを目指すものとする。

具体的には、以下の項目を活動目標とする。

1. 会員相互の情報交換

日本 IBM が会員相互の情報交換の場をつくることによって会員が情報を交換し、SOA 浸透に役立つ製品、技術、ソリューションをお客様に提供できるよう研鑽を積む。

2. 日本 IBM からの情報提供

IBM の考える SOA を会員が的確に理解し、会員のビジネスに積極的に活用できるよう、日本 IBM は会員に対し、適時 SOA に関する情報を提供する。

3. SOA に対する提案

活動を通じて SOA を日本国内に浸透させるために有効な提案を日本 IBM とともに模索し、その情報を共有し、有効に活用する。

第3条 活動

前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

1. 総会と年2回の定例会を行う。
2. 情報交換の場として Lotus Connections を利用したフォーラムを開催する。
3. テーマ別の分科会活動を行う。
4. 日本 IBM の Web サイトにメンバー・リストを掲載し、会員会社を紹介する。
5. SOA 関連情報と会の活動情報を提供する Monthly News Letter を発行する。
6. その他、会員相互の益する活動を行う。

第4条 会員

PartnerWorld に属し、本会に登録した日本の企業・団体を本会の会員とする。

第5条 活動参加資格

会員であるビジネス・パートナーに所属する個人および IBM 社員は誰でも本会の活動に参加できる。ただし、分科会やフォーラムへの参加等、活動の内容により事前に参加する個人を特定する場合には、当該活動の責任者は、事前に事務局に連絡するものとする。

第6条 入会、会員情報の変更、脱会

1. 入会

入会は、IBM Corporation が管理・運営する PartnerWorld (以下「PartnerWorld」という) に登録後、会社を代表して本会との窓口となる連絡責任者を決め、soa4ptner@jp.ibm.com (SPC 事務局) にメールで、入会申込みを行う。

注) SOA Partner Community (SPC)

2. 会員情報の変更

会員情報の変更は、会員からの連絡でSPC事務局が行う。

3. 脱会

脱会は会員連絡責任者からの申し出で SPC 事務局が行う。

第7条 無償会費

本会は、会員から会費を徴収しない。

第8条 本会の運営

本会は、次のとおり会長、副会長および理事の役員を置き、理事会により方針を決定し、日本 IBM が協力して、これを運営する。

1. 会長・副会長 各1名

- 1) 理事の代表1名、副代表1名を、それぞれ本会の会長、副会長とする。
- 2) 会長は本会を代表して、総会および理事会を招集する。
- 3) 副会長は会長を補佐し、会長不在時には代行する。

2. 理事 若干名

- 1) 理事は、会員より選出される。
- 2) 理事は、理事会に出席し、会の運営方針を決定し、積極的にそれを推進する。
- 3) 理事および理事会社の資格は、それぞれ以下の通りとする。

i) 理事の資格

理事は、理事が所属する会社(以下「理事会社」という)の代表として理事会に参加する個人とする。

ii) 理事会社の資格

理事会社は SOA ビジネスの実績を有し、日本 IBM が推薦するものが望ましい。

3 . IBM SOA Board

日本 IBM は、本会を支援するために上級管理者若干名で構成する IBM SOA Board (TeamSOA) を編成し、そのメンバーの 1 名を同会に対する IBM の責任者とする。同責任者は、第 3 条に定める活動の内容を企画・提案し、理事会の承認を得てこれを執行する。

第 9 条 役員の任期

会長・副会長および理事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 1 0 条 総会

- 1 . 総会は毎年 1 回開催する。ただし、次の場合には、臨時に開催することができる。
 - 1) 会長が必要と認めたとき
 - 2) 理事会において召集決議があったとき、
 - 3) または 3 分の 2 以上の会員から召集要求があったとき
- 2 . 総会は会長が召集する。前項により、臨時に総会を開催する場合には、会長は時期を得て速やかに召集しなければならない。
- 3 . 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 4 . 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または議決権の行使に関しての委任状をもって会長に委託することができる。この場合、その会員は出席したものとみなす。
- 5 . 総会においては、以下の事項を行う。
 - 1) 本会の活動報告
 - 2) 理事および会長・副会長の承認
 - 3) 会則およびその変更に関わる承認
 - 4) その他重要事項の決定

第 1 1 条 理事会

- 1 . 理事会は、理事と IBM SOA Board メンバーの代表者で構成される。
- 2 . 理事会は、会長により招集される。理事会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 3 . 理事会は、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 . 理事会に出席できない理事は、自社から代理を派遣することができる。あるいは予め通知された事項について書面をもって表決し、議決権の行使に関しての委任状をもって会長に委託することができる。この場合、その理事は出席したものとみなす。
- 5 . 理事会の付議事項は、次の通りとする。

- 1) 本会の活動・運営に関する事項
- 2) 総会の開催に関する事項
- 3) 理事の改選に関する事項
- 4) その他、会務執行に関する重要事項

第12条 事務局

本会の事務局は、日本 IBM(〒103-8510 中央区日本橋箱崎町 19-21)内に置く。

第13条 無規定事項

本会則に定めない事項または疑義のある事項については、理事会に諮り決定する。

以上